

○三鷹市子ども・子育て会議規則

平成25年10月18日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市子ども・子育て会議条例（平成25年三鷹市条例第27号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三鷹市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項の規定に基づき、市長が委嘱する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 子どもの保護者 4人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4人以内
- (4) 子ども・子育て支援にかかわる者 7人以内
- (5) 一般公募による市民 2人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 2人以内

(委員の報酬等)

第3条 委員及び条例第7条第1項に規定する専門委員の報酬及び費用弁償については、三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）に定めるところによる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、子ども政策部子ども家庭課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月10日規則第1号）抄

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日規則第30号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日規則第41号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月30日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。